

○財務省告示第六十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
 平成二十三年二月八日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十三年三月八日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（二十年）（第九十四回、第九十八回、第一百一回、第一百十七回、及び利付国庫債券（三十年）（第十五回及び第十八回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十九億円	三千二十億八千五百八十六万五千円

八 最低額面金

九 振替単位

十一 発行価格

五万円

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金と

す。整数倍の金額によるものと

平成二十三年二月八日、額面金額

発行対象国債ごと、額面金額

出た金額、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\left( \frac{100 + \text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二 利率

十三 経過払込み

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受け、次の算

式により、計算した金額を、第二

十号の規定する。

各発行対象国債の額面金額の率前十

総額／100×各発行対象国債の償還の

／利子に支規定期日発行の発行日か、

(二) 発行時に、おいて、その利率

に、所得税が源泉徴収され、

口座に記載又は振替口座簿のもの

十 十 十 十 十  
 九 八 七 六 五  
 入 払 元 利 象 各 準 入 償 償  
 札 場 利 回 国 発 と 札 還 還  
 参 所 金 り 債 行 す の 金 期  
 加 支 の 対 る 基 額 限

十  
 四  
 利  
 子

財 日 利 た 頭 証 平 額 ( 別  
 務 本 利 各 売 券 成 面 金 表  
 大 銀 回 発 買 業 二 金 の  
 臣 行 り 行 参 協 十 額 と  
 か 行 と 対 考 会 が 三 百 円 お  
 ら ず 象 統 が 年 二 千 円 じ  
 通 知 を 受 け た 者

す 日 日 う 算 と 発 第  
 る に に 。 式 し 行 十 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の  
 期 支 当 た に 、 対 号 除 税 外 し は 者 に ( 額 よ に  
 に 日 払 た だ よ 各 象 に す の 国 た 、 又 お た に り つ  
 つ ( と 、 算 払 債 の 規 定 こ 率 人 額 に 前 は い だ 百 算 い  
 い 次 き 支 出 期 の す と を が 適 用 該 算 外 取 、 の し は  
 て 号 は 、 期 た お 払 発 得 じ 用 該 算 人 得 す 該 十 金 前  
 同 じ 。 ) 。 て 翌 行 休 業 業 算 式 各 期 各 所 又 算 合 居 行 金 該 式

各 発 行 対 象 国 債 の 利 率 / 100 × 各 金 額 × 1 / 2

二十 者 払込期日 平成二十三年二月八日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券(第二十九年)四回	二・一%	日年平三 月三 二十九	五十億円
利付国庫債券(第二十九年)八回	二・一%	日年平九 月三 二十九	円七百五十億
利付国庫債券(第二十年)一回	二・四%	三平月成 二四 十年	百億円
利付国庫債券(第二十年)七回	二・一%	日年平三 月四 二十二	五億円
利付国庫債券(第二十年)八回	二・〇%	日年平六 月四 二十二	億四 円百 八十五
利付国庫債券(第二十年)十回	一・六%	日年平六 月四 二十二	億九 円百 八十一
利付国庫債券(第三十年)五回	二・五%	日年平六 月四 二十六	億二 円百 八十三
利付国庫債券(第三十年)八回	二・三%	日年平三 月四 二十七	億三 円百 四十五